

授業日に警報が発令されたときの対応について

I 平常の授業時

① 午前7時現在で、宍粟市に暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪のいずれかの警報が発令されている場合は自宅待機する。

午前9時までに警報が解除された場合は、3校時より授業を開始する。

(午前9時に解除された場合を含む。)

午前9時までに警報が解除されない場合は、臨時休業とする。

② 宍粟市に警報が発令されていなくても、午前7時現在で、居住市町に暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪のいずれかの警報が発令されている場合は、自宅待機する。

午前9時までに警報が解除された場合は、安全な方法で登校する。

午前9時までに警報が解除されない場合は、公欠扱いとする。

II 考査期間中

考査期間中も同様、午前9時までに警報が解除された場合は、11時から当日の考査を実施する。

1校時……11:00～11:50

2校時……12:05～12:55

昼食……12:55～13:40

3校時……13:40～14:30

午前9時までに警報が解除されない場合は、臨時休業とし、当該考査は考査終了予定日の翌日に実施する。

Iの②の場合には公欠扱いとし、該当の科目については見込点とする。(追試がある科目については追試を実施する)

《参考》注意報・警報時の区域。

1次細分区域 兵庫県南部

市町村等をまとめた区域 播磨南西部、播磨北西部

2次細分区域 各市町

*播磨北西部……宍粟市、佐用町、(神河町、市川町、福崎町)

*播磨南西部……姫路市、たつの市、太子町、相生市、赤穂市、上郡町